

検疫所業務管理室

検疫所における輸入食品の監視体制の強化

従前の経緯

○ 我が国の供給熱量ベースでの総合食料自給率は、39%にとどまっており（農林水産省「平成23年度食料需給表」）、輸入食品の安全性の確保は、国民の関心が非常に高い極めて重要な課題となっている。

○ 具体的には、食品等の輸入の届出は、平成23年度には、10年前と比較して約1.3倍に相当する約210万件に達している。このうち、輸入食品等に係るモニタリング検査、検査命令等の輸入時検査を実施したものは、231,776件（重複を除く。）となっている。また、食品衛生法違反に該当するものと確認されたものは、1,257件（重複を除く。）となっている。

（注）食品衛生法違反に該当するものと確認されたものの内訳を見ると、第11条違反（食品又は添加物の基準及び規格）が768件、第6条違反（販売を禁止される食品及び添加物）が354件、第10条違反（添加物等の販売等の制限）が79件、第18条違反（器具又は容器包装の基準及び規格）が82件、第62条違反（おもちゃ等についての準用規定）が18件、第9条違反が5件、となっている。

○ このような中で、全国32か所の検疫所においては、399人の食品衛生監視員を配置し、輸入食品等に係る輸入時検査を実施している。

昨年7月より富山県及び石川県で通関する食品等の監視指導体制の強化及び当該業務の効率化を図るため、新潟検疫所食品監視課小松空港分室を新設し、食品等輸入届出書の審査及び貨物の収去等の業務を実施している。

今後の取組

○ 平成25年度予算案では、輸入業者の指導を通じて違反食品を未然に防ぐため食品衛生監視員（399名）を維持している。

○ 平成25年度輸入食品監視指導計画については、パブリックコメント手続を実施するとともに、意見交換会を開催したところであり、それらの結果を踏まえ、本年3月中に公表することとしている。その中では、海外情報に基づく病原微生物の検査強化など引き続きモニタリング検査の強化を図ることとしている（平成25年度モニタリング計画数 93,700件）。

都道府県等に対する要請

- 厚生労働省としては、検疫所における食品等に係る輸入時検査を効果的に実施するためには、都道府県等における国内流通食品に係る監視指導と密接に連携することが重要であるものと認識している。具体的には、輸入食品等が食品衛生法違反に該当するものと国内流通段階で判明した場合には、その旨が都道府県等から厚生労働省へ報告されることを通じて検疫所における輸入食品等に係る輸入時検査に反映されることとなる。このため、引き続き、都道府県等と厚生労働省との間で必要な情報の共有に対する御配慮をお願いする。